

## 平成 31 年第 4 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 25 日 (木)  
午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分
2. 開催場所 西海橋物産館 魚魚の宿
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (18 人)  
会 長 1 番 岩崎 信一郎  
会長代理 2 番 太田 尚臣  
委 員 3 番 白石 幸憲 4 番 山崎 友好 5 番 松崎 常俊  
6 番 志田 邦彦 7 番 岸本 六郎 8 番 知念 近海  
9 番 高口 和子 10 番 大串 康明 11 番 岡 修治  
12 番 松尾 均 13 番 福田 務 14 番 田中 初治  
16 番 辻尾 政幸 17 番 山下 裕史 18 番 水嶋 政明  
19 番 三枝 政人
5. 欠席委員 (1 人)  
15 番 朝長 久夫
6. 議事日程  
第 1 議事録署名委員の指名  
  
第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 15 号 非農地通知の対象とすることの決定について  
  
報告事項 農地改良等届出について  
農用地使用貸借の合意解約について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
8. 会議の概要  
事務局 只今から平成 31 年西海市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。  
議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定

する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、13番：福田委員、14番：田中委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁になります。説明に入ります。物件は西海町太田和郷字松手の畑・計1筆・1,667㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可日より直ちに所有権移転（売買）となっています。譲り渡し人が遠方在住のため、財産を処分したいという意向と譲り受け人の規模拡大の意向により合意し売買に至ったと聞いております。権利種別は所有権移転「売買」となっています。みかん栽培を継続すると聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から約3.5kmのところに申請地があり車で約10分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5番 先日、地区担当推進委員と一緒に譲り受け人に会って現場を確認しました。譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係だそうです。太田和地区の基盤整備事業の関係で、この1筆だけを譲り渡し人に相談したとのことです。写真ではみかんの木が写っていますが、将来的に譲り受け人が栽培を続けるとのことで特に問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 　ただ今議案第14号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございましたか。  
《なしの声あり》

議 長 　ないようですので採決に移ります。  
本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。  
《挙手多数》

議 長 　挙手多数と認めます。  
よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 　次に2番について説明をお願いします。

事務局 　「2番」を説明いたします。資料は8頁になります。説明に入ります。物件は西彼町白崎郷字太尾向の畑・計2筆・3, 105㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り受け人の自宅近隣に所在する申請地について、所有権移転（売買）の申し出を行ない合意したことから権利移転を行なうものとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。2年ほど前から土地所有者が高齢を理由に規模縮小し、耕作をやめており、申請の物件の譲渡について相談を行なったところ、譲り渡しの合意に至ったと聞いています。普通畑（バレイショ栽培）として利用したいと聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は9頁から13頁まで、9頁に位置図、10頁に付近状況図、11頁に現況写真、12頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。13頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅のすぐとなりに申請地があり徒歩で約1分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

9 番 　先日、地区担当推進委員と一緒に譲り渡し人と譲り受け人の自宅を訪問してきました。そこで、売買について合意したことを聞いてきま

した。写真に写っている家が譲り受け人宅で、すぐ隣が申請地です。荒れかかっていたけど、畑をされるんだなあと思って見て来ました。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今議案第14号の2番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようですので採決に移ります。  
本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。  
《挙手多数》

議 長 　　挙手多数と認めます。  
よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番についても、申請どおり許可することといたします。

議 長 　　次に議案第15号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　それでは資料14頁をお願いします。議案第15号 非農地通知の対象とする事の決定について説明をいたします。今回は8筆・5,090㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は7件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件1番の1筆は西彼町中山郷の物件で、資料は15頁から19頁です。申請者は西彼町中山郷にお住まいの方です。15頁に位置図、16頁に付近近況図、17頁に対象地の現況写真、18頁に字図、19頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地です。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件2番の1筆は崎戸町蠣浦郷の物件で、資料は20頁から24頁です。申請者は西彼杵郡長与町にお住まいの方で、相続物件となります。20頁に位置図、21頁に付近近況図、22頁に対象地の現況写真、23頁に字図、24頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地です。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 3 番の 1 筆は大島町の物件で、資料は 25 頁から 29 頁です。申請者は大島町にお住まいの方です。25 頁に位置図、26 頁に付近近況図、27 頁に対象地の現況写真、28 頁に字図、29 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地です。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 4 番から 6 番の 3 筆は崎戸町江島の物件で、資料は 30 頁から 34 頁です。申請者は崎戸町江島にお住まいの方々と大阪府阪南市にお住まいの方で、それぞれ相続物件となっています。30 頁に位置図、31 頁に付近近況図、32 頁に対象地の現況写真、33 頁に字図、34 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地です。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 7 番から 8 番の 2 筆は西彼町白崎郷の物件で、資料は 35 頁から 39 頁です。申請者は長崎市城山台にお住まいの方です。35 頁に位置図、36 頁に付近近況図、37 頁に対象地の現況写真、38 頁に字図、39 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地です。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

19 番            先日、所有者の方と現地を確認しました。対象地 1 番は長崎バイオパークの裏手に位置するところです。航空写真にありますように、下の方はバイオパークの動物に与える水を作るための貯水池になってまして、対象地はその左側になります。現況を見た結果、大きな木がたくさん生い茂っていて、これはもう非農地通知の対象地であると確信しました。よろしくお願いします。

18 番            先日、地区担当推進委員と対象地 2 番と 3 番を確認してきました。崎戸町蛸浦郷の対象地 2 番の辺り一帯が、以前から非農地通知の対象地となっております。この対象地 2 番につきましても、ご覧のとおり雑木が茂っておりまして、畑に戻せる状態ではないと思います。

大島町の対象地 3 番につきましては、大島の農業公社が羊を飼って

いたところのすぐ近くで、その頃はきれいに管理されていたんですが、それから全然耕作されてないようです。

崎戸町江島の対象地4番から6番は、離島地区ということもあり現地の確認は出来ておりませが、前回も申し上げましたが、この資料の航空写真にあるとおりもうほとんど農業をされている方がいらっしやらない状況で、現況も荒れている状況だと思しますので、よろしくお願ひします。

9番 先日、地区担当推進委員と対象地7番と8番を確認してきました。この畑は、道上になるのですが現場に入っていくような道もなく、周りの土地も、もう非農地としてもいいのではないかと思われるぐらい荒れてました。非農地通知の対象地とすることに問題ないと思しますのでよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第15号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。  
《挙手多数》

議 長 挙手多数と認めます。  
よって、議案第15号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から8番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で全ての審議は終了しました。  
次に報告事項に入ります。事務局よりお願ひします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は40頁になります。平成31年4月受付 農地改良等届について、「1番」を説明します。申請地は所在が西彼町平原郷字落合原の1筆、地目・田、面積932㎡の届出となっています。申請地の地目・面積と申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。荒地を復旧して畑としますとなっており、耕作放棄地でB判定となっている申請地の嵩上げを行い、キウイ・アボガドを栽培する予定となっています。関係資料は41頁から47頁です。41頁に位置図、42頁に付近状況図、43頁に現況写真、44頁に字図、45頁に航空写真、46頁に被害防除計画書、47頁に平面図・断面図をつけています。4

6 頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、盛土を行う（最高 1.0 m）。被害防除措置として、法面保護をする。緩衝地を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として盛土高は 1.0 m 以内とする。盛土勾配は 1 : 1.5 とする。近傍農地の日照、通風、耕作等への影響については、緑地、緩衝地を設ける幅約 1.0 m 程度。近傍に農地（耕作地）はない。となっています。日照や著しい影響を及ぼす要因は特段ないものとする。排水計画については雨水の自然流下となっています。工期は平成 31 年 4 月 16 日から 7 月 31 日までを予定しています。農地改良等届に関する事務局からの説明は以上です。

報告事項の農用地使用貸借の合意解約についてを説明します。資料は 48 頁となります。報告事項・農用地使用貸借の合意解約について、下記のとおり、農用地利用集積計画による農地等の貸借の合意解約による解約について通知があったので報告する。となっています。今回は議案として農用地利用集積に関する案件がありませんでしたので、報告事項として報告するものです。通知者使用貸し人・使用借り人・土地の所在・地番・地目及び面積、使用貸借契約の内容、貸借の解約等の日、引渡しの時期、通知日につきましては記載のとおりで西彼町白似田郷字中田原の物件につきまして、農用地利用集積計画を解約すると段取りとなったと聞いています。

関連しまして、資料 49 頁、農用地使用貸借の合意解約について、下記のとおり、農用地利用配分計画による農地等の貸借の合意解約による解約について通知があったので報告する。となっています。通知者使用貸し人・使用借り人・土地の所在・地番・地目及び面積、使用貸借契約の内容、貸借の解約等の日、引渡しの時期、通知日につきましては記載のとおりで西彼町白似田郷字中田原の物件につきまして、農用地利用集積計画の解約に伴い、配分計画も解約することになったと聞いています。事務局からの説明は以上です。

議 長

皆さんのほうから何かありませんか。ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和元年 5 月 29 日(水) 午後 2 時 00 分から  
場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもって西海市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

平成31年4月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人